

台湾における「端午扒龍船」の早期変遷について

—清朝の方志資料と日本統治期の相關資料を主に—

黄麗雲*

(平成19年6月13日受付, 平成19年9月10日受理)

The early changing style of Dragonboat Festival In Taiwan

—according to the data from Shin Dynasty and the period that be governed by Japan—

HUANG Lie yun*

To know historical experience is a kind of education for ancient people. The topic about 「Dragonboat Festival」 of this paper, is a first step for researching the culture around South China and East Asia. The culture in those area is named <The belief of Dragon God>. Meanwhile, The Dragon God Culture belong to the behavior of religion sense, and the economic effective have influenced the result of combine culture relation to East Asia. This paper give references to help the researching of East Asia Culture, and help to understand the worthy of society functions those worked at 「Dragonboat Festival」.

Key Words : Dragonboat Festival, The belief of Dragon God, religion sense, economic effective

1. 研究課題

台湾早期(17~19世紀)に行なわれていた「端午扒龍船」に関する資料は府、庁、県、市などの地方志の記録を残すのみである。そして、台湾方志として記録し始めたのが清朝期である(最初の方志は康熙33年(1694)に執筆が始まり、康熙35年(1696)に脱稿された『台湾府志』)。南明政権が滅亡した翌年、つまり清康熙22年(1683)にまず行政区画として、台湾を台湾府と称し福建の管轄とされた。また、その下に台湾県、諸羅県、鳳山県などの三県を区画した。その後、方志として『台湾府志』『諸羅県志』『鳳山県志』『台湾県志』などが康熙年間に編集された。それぞれの歳時の項に五月五日の扒龍船行事についての記述がある。康熙期以後、清歴代の行政区画の変更^(註1)によって、五月五日の扒龍船行事が庁や地方の志稿にも載せられている。特に、清光緒元~20年(1875~1894)まで台湾に対する開墾と拓殖の事業が殆ど完了したので、農、漁業において、「風調雨順、国泰民安」を祈願する「端午扒龍船」という年中行事が台湾各地方に普及していった様子が各地方志の歳時項によれば分かる。それは清の光緒期になると、台湾「端午扒龍船」行事の普及現像を説明することができる。また、康熙'期から光緒期まで、時代順に従って台湾「端午扒龍船」の早期変遷について各々の痕跡を追求することができる。そういった早期変遷を研究することによって、古来の龍神信仰と台湾人の早期生業との密接な関係が明白になり、台湾早期の経済形成力が先ず農民や、漁民、次に中国からきた郊商の手に握られたことも理解できる。それに台

湾「端午扒龍船」が早期に島内で伝播した経緯を辿ることもできる。

また、日本統治期(1895-1945)の学者などによる研究成果の中においても幾多端午扒龍船についての記載が見える^(註2)。それらは清代早期の「端午扒龍船」の変遷の様子を窺うこともできるので、以下列挙し比較したい。さらに、個人研究家^(註3)や詩人^(註4)などによる作品の中でも当時の「端午扒龍船」についての記事が書かれている。それらの記載はまた明治期、大正期、昭和期のように類別できる。各時期において時代背景が違ったので、当時の「端午扒龍船」の挙行様式が多少異なったことがある。にも係わらず、根本的な龍神信仰の宗教意識と固有な経済効果を競漕行事に見ることができる。台湾方志に記載されている「端午扒龍船」の記事を清の各王朝期によって、また学者と詩人などが述べている日本統治期の「端午扒龍船」の記事を年代順によって、検討してみたい。そして、その意味を和訳しながら、説明を付けてみる。さらに歴史的背景によりながら早期の変遷の原因について判断を下したい。

2. 清朝方志資料についての解説

I 康熙期

- (1) 『康熙福建通志台湾府』(全) 土風p, 171 康熙23(1684)年刊行
清明四月八日、及端午皆與福州同
(台湾の)清明の節句四月八日の及び端午の節句はともに福州と同俗である。

*世新大学(Shih Hsin University)非常勤講師

『康熙福建通志台湾府』の記載によれば、康熙23(1684)年は台湾が福建の版図の一部になった康熙22年の翌年であった。また、清明の節句及び端午の節句が福州と同俗であったことが分かる。当時、台湾において、端午に行われていた龍舟競漕は福州式と言えるであろう。また、康熙23年は順治帝が禁海令を頒布して以来、二回目の禁海令^(註5)を下し、日本に展海令^(註6)を実施した年でもある。それで、明清の禁海令を無視して危険を冒して中国福建から台湾まで移民して来た人々が福州式の龍舟競漕を台湾で開花させたものと見るができるであろう。

(2) 『台湾府志』(二) 卷七風土志歳時端午日p, 653~654 康熙35(1696)年刊行

端午日、競渡雖云弔屈、亦以辟邪、無貴賤咸買舟出遊、中流簫鼓歌舞凌波、遊人置竿船頭、掛以錦旗、捷者奪標而去。

端午の日の競漕は屈原を弔うため、あるいは、邪気を払うためとも言われる。貴賤を問わず、皆舟を買い浮かべて遊ぶ。中流の者は簫鼓歌舞の音曲を流す。競渡遊びをする人は船頭に竿を置き錦旗を掛けてやる。捷者は標^(註7)を奪って去る。

『台湾府志』の記載によれば、康熙35(1696)年以前に行った台湾の端午扒龍船は遊人が奪標(競漕のとき、終点で目的物を奪うこと)で競渡を遊んだことが分かる。既述したように康熙23年からの慣わしと考えられるであろう。当時その方志に、台湾における「端午扒龍船」のことを競渡と表現している。これに関連して、康熙57(1718)年に刊行された『增修台湾府志』(二) 卷七風土志歳時端午日の記載内容も変わらなかったという事も述べておきたい。

(3) 『諸羅県志』(二) 卷八風俗志歳時端午日p, 475 康熙56年刊行

笨港、鹹水港等處、划舟競渡、遊人雜啜、亦有置竿掛錦、奪標以去。

笨港、鹹水港等では扒龍船が行われ、遊人が多く、其の中に「置竿掛錦奪標以去」を遊んだ人もいた。

『諸羅県志』の記載によれば、諸羅県に属する笨港、鹹水港等においては康熙35年前に台湾府で行われていた端午扒龍船と変わりはないことが分かる。笨港(又、北港と呼ぶ)、鹹水港(船付き場)などはもともと北港^(註8)という町にあった。そして、北港は天啓元(1621)年に顔思齊、鄭芝龍の二人が「閩人」(福建人)を台湾まで引きつけて来た最初の到着地である。この方志にも、競渡という文字が使われている。

(4) 『鳳山県志』(一) 卷七風土志歳時端午日p, 351 康熙58(1719)年刊行

端午俗鬪龍舟、遊人放彩、持豚酒餉之。

端午習俗として、競渡の鬪いをおこない、遊人は「置竿掛錦奪標以去」を遊んだ外に、豚・酒という飲食をも提供した。

『鳳山県志』の記載によれば、鳳山県には台湾府と諸羅県よりも遊人は「置竿掛錦奪標以去」を遊んだ外に、豚・酒という飲食を捷者の中で楽しませたことが分かる。この方志から鬪龍舟という文字が出始めた。それは『漳州府志』(『福建通志』卷56 風俗27)に「端午鬪龍舟富人放標持豚酒餉之。」とある記載と同一である。遊人は富人のことを指していると言ってよいと考えられる。

(5) 『台湾県志』(一) 卷一輿地志歳時端午日p, 240 康熙59(1720)年刊行

五月五日、、、、、、、、近海居民羣鬪龍舟以為樂。

五月五日、、、、、、海に近い居民達が扒龍船を鬪って楽しんでた。

『台湾県志』の記載によれば、台湾県という行政区域は海に近いし、その居民達は端午の日になると合わせて扒龍船を鬪ったことが分かる。『台湾府志』、『諸羅県志』、『鳳山県志』と異なっている記述は遊人という奪標提供者について書かれていないことである。

II 乾隆期

(1) 『台海使槎録』(一) 卷四習俗p, 105~106 黄叔敞 乾隆元(1736)年刊行

自初五至初七、好事者於海口淺處、用錢或布為標、杉板魚船爭相奪取、勝者鳴鑼為得采、土人亦號為鬪龍舟。

五月五日から七日まで、扒龍船に夢中になる者達が海の浅いところに錢或いは布を標として用い、杉板魚船でそれを相争って奪取させたことがある。勝つ者は銅鑼を鳴らして得采(勝利したことを指す)したことを知らせる。「土人」(台湾本地人を指す)もこうしたことを鬪龍舟と為す。

『台海使槎録』の記載によれば、乾隆元(1736)年当時の、台湾の「端午扒龍船」が康熙の時代に行なわれたものと二、三違う点があると分かる。それは錢或いは布(『澎湖紀略』p, 456乾隆36(1771)年 参照)を標として使うことと勝つ者は銅鑼を鳴らして得采したことを知らせることと五日から七日まで二日間延ばしたことである。また、杉板魚船を龍舟の代わりに利用していたことである。それによって、康熙23(1684)年から乾隆元(1736)年までの時期の台湾では龍舟を持つ余裕は未だなかった

ことが推測できるであろう。当時、台湾において端午競渡として杉板魚船の様な漁舟を使って闘っていたと考えられる。

(2) 『重修福建台湾府志』(一) 卷六風俗歳時端午日p, 310 乾隆7 (1742) 年刊行

近海居民羣鬪龍舟、雖曰弔屈、亦以辟邪、無貴賤咸買舟放中流、簫鼓歌声凌波不絶、或置竿船頭掛錦旗、捷者奪標鳴鑼而去、以為得采、三月盡、四月朔望、五月初一至初五日、各寺廟及海岸各船、鳴鑼擊鼓名曰龍船鼓。

端午の日に海に近い居民達は扒龍船を闘うことがある。屈原を弔うためと言われ、また、邪気払いという目的もある。貴賤を問わず、皆舟を買い浮かべて遊ぶ。中流の者は歌舞の音を絶えず流す。遊人は船頭に竿や錦旗という器物を置き掛けている。捷者は標(競漕の終点にある目的物)を奪って銅鑼を鳴らして去っていく。三月末頃と四月初日、十五日と五月一日から五日まで各寺廟及び海岸には各船が銅鑼と太鼓を鳴らす。これを龍船鼓と云う。

『重修福建台湾府志』の記載によれば、「端午扒龍船」という歳時行事は乾隆の時代になると、事前行事としての龍船鼓という光景が見られるようになったことが分かる。寺廟が建てられているので、各部落では「端午扒龍船」を斡旋する中心地となったようである。康熙の時代には寺廟が未だ建てられていなかったと考えられる。乾隆当時の寺廟は台湾の部落の経済と構造を象徴していたと言っても過言ではない。また、早くも3月末から部落に各船が寺廟及び海岸で龍船鼓を打ち、漕ぐ練習をする^(注9)と知らせたためとも考えられる。

(3) 『重修台湾府志』(三) 卷十三風俗志歳時端午日p, 851~852 乾隆12 (1747) 年刊行

自初五至初七、好事者於海口浅處、用錢或布為標、杉板魚船争相奪取、勝者鳴鑼為得采、土人亦號為鬪龍舟、謂至一年旺相、以上類舊志。

五月五日から七日まで、扒龍船に夢中になる者達が海の浅いところに錢或いは布を標として使い、杉板魚船でそれを相争って奪取させた。勝者は銅鑼を鳴らして得采したと知らせる。「土人」もこうしたことを鬪龍舟と呼ぶ。勝者は一年の旺相(好運のこと)を招くと言われる。以上は旧志に類する。

『重修台湾府志』の記載内容は、乾隆元(1736)年に完成した『台海使槎録』の記載内容と全く同じである。

(4) 『重修台湾県志』(二) 卷十二風土志風俗p, 918 乾隆17年刊行

五月五日、、、、、、、近海居民羣鬪龍舟以為樂。土人亦号曰鬪龍舟。

五月五日、、、、、、、海に近い居民達が合わせて鬪龍舟を楽しんでいた。「土人」もこうしたことを鬪龍舟と呼ぶ。

『重修台湾県志』の記載によれば、前述した『台湾県志』の記載内容と変わったところはなく、鬪龍舟の呼び名も変わらなかった。

(5) 『重修鳳山県志』(一) 卷三風土志歳時端午日p, 184 乾隆29 (1764) 年刊行

五月五日、、、、、、、好事者于海口浅處、用錢或布為標、三板魚船争相奪取、勝者鳴鑼喝采、號曰鬪龍舟。

五月五日、、、、、、、扒龍船に夢中になる者達が海の浅いところに錢或いは布を標とし、三板魚船でそれを相争って奪取させた。勝者は銅鑼を鳴らして得采したと知らせる。こうしたことを鬪龍舟と呼ぶ。

『重修鳳山県志』の記載によれば、乾隆元(1736)年から乾隆29(1764)年までの間に台湾における「端午扒龍船」は大体差がないことが分かる。ただ康熙期には龍船鼓という前段行事はなかったが、乾隆期になると三月末から五月五日まで、朔望の日に各海岸、また各寺廟で銅鑼と太鼓を鳴らしていた様である。また乾隆29年まで台湾には龍船を未だ持っていなかったようである。『重修鳳山県志』に出る三板魚船の記載は『台海使槎録』に記載されている杉板魚船と同一のものであると考えられる。

(6) 『澎湖紀略』(二) 卷七風俗紀歳時端午日 p, 456 乾隆36 (1771) 年刊行

端陽節、、、、、、、、、又將小漁船、或小怙仔船、彩画五色、鳴鑼角勝謂之鬪龍舟、好事者于海口處所、豎標招人、相奪其標、用紅布一幅、銀牌一面、或一二錢三四錢不等、銅錢數十文、用紅繩串成一串、奪得者以為得彩。

端陽節、、、、、、、、、また、小さい漁船或いは小さい怙仔船に五色を彩って、鑼を鳴らし勝を角い、これを鬪龍舟と言う。扒龍船に夢中になる者達が海口に標を立て、奪標者を招き、紅い布一匹、銀牌一枚或いは銅錢(一二錢三四錢不等数十文を紅繩で一串のように貫く)を標として使い奪取させ、これを取ったものは得采したとした。

『澎湖紀略』の記載によれば、澎湖というところに、端午の節句が来ると台湾のような三(或いは杉)板魚船を使わず、その代わりに小漁船或いは小怙仔船を使い、またその上に五色を彩って、競わせていたようである。「端午扒龍船」の奪標については、台湾内地のものと同様に変わらないことも分かる。澎湖における「端午扒龍船」

は地縁の関係で福州式と見てもいいであろう。康熙以前の明から始まったと推測できる。また、前述した『台海使槎録』の記載とよく似ている。

- (7) 『続修台湾府志』(二) 卷十三風俗一歳時端午日p, 898 乾隆39 (1774) 年刊行
内容は『台海使槎録』と異なるところはないので、省略する。

III 嘉慶期

- (1) 『續修台湾県志』(二) 卷一地志風俗p, 232 嘉慶12 (1807) 年刊行
端午戲龍舟，懸蒲艾祓除。
端午の日に龍舟戲が行われ，蒲艾を掛けて邪気を払ったとある。

『續修台湾県志』の記載によれば，康熙58 (1719) 年以來の「鬪龍舟」の呼び方が嘉慶頃になると「戲龍舟」の表現で台湾の方志に出たことが分かる。それは後述する「風物吟」(鄭大樞『淡水廳志』)にある鬪龍舟之戲と同義である。

IV 道光期

I 道光期

- (1) 『道光福建通志台湾府』(一) 風俗歳時 道光9 (1829) 年刊行
歳時項五月五日の龍舟競漕についての記載はない。
- (2) 『台湾志略』(全) 卷一風俗p, 85 道光15 (1835) 年刊行
端午戲龍舟，懸蒲艾祓除。

『台湾志略』の記載は，『續修台湾県志』(嘉慶12 (1807) 年)に出ている記載と全く同様である。つまり，道光15 (1835) 年になっても「端午扒龍船」は乾隆29 (1764) 年以來変化していないことが明らかである。唯，杉板魚船の外に，彰化県では正式な龍船を使うようになったことが道光16年 (1836) の『彰化県志』によって分かる。

- (3) 『彰化県志』(二) 卷九風俗志歳時p, 996 道光16 (1836) 年刊行
五月初五日、、、、、、近海處，作龍舟競渡之戲，兼奪錦標，先是初一日，以旗鼓迎龍頭，沿門歌唱，曰採蓮，所唱即採蓮曲也，寺廟海船，皆鳴鑼擊鼓謂之龍船鼓。
五月五日、、、、、、海沿いには龍舟競漕があり，奪標もある。これに先んじて五月一日に旗と太鼓で龍の頭を迎え街を回ることを採蓮という。家々に沿って採蓮曲^(註10)を歌う。寺廟や海岸に泊まる船なども龍船鼓をした

りする。

『彰化県志』の記載によれば，道光16 (1836) 年以前から彰化県では「端午扒龍船」が五月一日に龍船鼓の外に採蓮という前段行事から始まる事が分かる。採蓮曲を明治統治期に龍頭船歌(『台湾事情一斑』上巻 台湾事務局 参照)として歌われたようである。もともと，龍の頭を迎え街を回ることを採蓮ということから，龍頭があることは本格的な龍船を使っていることを意味すると考えられる。

- (4) 『噶瑪蘭志略』(全) 卷十一風俗志民風p, 113 道光17 (1837) 年刊行
端午節、、、、、、。沿溪上下，以小駁船或漁舟競鬪勝負，好事者用紅綾旗為標，挿諸百步之外，令先奪者鳴鑼喝采，蓋龍舟錦標之遺云。
端午の節句、、、、、、。溪流に沿い，小駁船或いは漁舟で勝負する。好事者(同前述)が「紅綾旗」を標として使い，百歩程の距離で挿す。先に奪標したほうに鑼を鳴らし喝采させる，それは龍舟錦標の遺俗である。

『噶瑪蘭志略』の記載によれば，道光年間，台湾東部の宜蘭における「端午扒龍船」が概ね端午の節句の扒龍船習俗に従っている。ただ標としては「紅綾旗」を使っていることが分かる。また，龍船を持っていなかったので小駁船や漁舟を利用していたことも分かる。噶瑪蘭(原蛤仔難，現宜蘭と呼ぶ)の歴史的経緯については注^(註11)を参照して載きたい。

- (5) 『噶瑪蘭廳志續補』歳時の記載無 道光18 (1838) 年刊行

V 咸豊期

- (1) 『噶瑪蘭廳志』(二) 卷五風俗民風p, 580 咸豊2 (1852) 年刊行
同『噶瑪蘭志略』p, 113 道光17 (1837) 年刊行
噶瑪蘭廳が設立された縁由(康熙34 (1695) 年社番始餉於諸羅，雍正2 (1724) 年附東螺以北22社番，撥入新設彰化県属。雍正9 (1731) 年，改撥淡水廳管轄。嘉慶15 (1810) 年4月，議設廳治，訖蛤仔難為噶瑪蘭，嘉慶17 (1812) 年設民番 捕通判一，曰噶瑪蘭，隸属台湾府)。

『噶瑪蘭廳志』の記載によれば，嘉慶17 (1812) 年に噶瑪蘭廳が成立したが，元は蛤仔難の訳名であったことが分かる。

VI 同治期

- (1) 『淡水廳志』歳時の記載無p, 436 同治10 (1871) 年

刊行

しかし、「風物吟」(鄭大樞著)『淡水廳志』(四)には「海港龍舟奪錦標(註釋:海口或用錢,或用布帛,懸竹竿為標,漁舟爭取之為鬪龍舟之戲。)」とある。日本語訳は「海港には龍舟奪標の活動がある(註釋:海口に或は錢,或は布帛を持ち,竹の竿に懸け標となす,漁船はこれを争う。)」である。

Ⅶ 光緒期

(1) 『澎湖廳志稿』(二) 卷八風俗紀歲時 p, 623 光緒18 (1892) 年刊行

同『澎湖紀略』p, 456 乾隆36 (1771) 年

(2) 『苗栗県志』(全) 卷七風俗考歲時p, 146 歲時五月五日の項に龍舟競漕の記載は無い。光緒19 (1893) 年刊行

(3) 『恒春県志』歲時の記載無 光緒20 (1894) 年(其民非粵則閩, 其番地或平埔與高山)

(4) 『澎湖廳志』(二) 卷九風俗紀歲時 p, 725 光緒20 (1894) 年刊行

同『澎湖紀略』p, 456 乾隆36 (1771) 年

(5) 『苑裡志』(全) 風俗考歲時p, 159 光緒23 (1897) 年刊行

五月五日為端陽節、、、、、、、、、他處有鬪龍舟之設, 惟苑裡之港, 前有舉行, 今廢已久, 人猶奢談及之。

五月五日は端陽節である。、、、、、、、、他の處では鬪龍舟の行事がある。惟苑裡の港だけは以前に舉行されていたことがあるが, 長い間廢止されている。今でもその話を聞くことができる。

『苑裡志』の記載によれば, 昔扒龍船行事を行なうことがあったが, 光緒23 (1897) 年以前においてはもう長い間行われなくなっていたことが分かる。

(6) 『安平県雜記』(全) 節令 p, 10 光緒23 (1897) 年刊行

自五月初一起至五日, 寺廟及海岸各船, 鳴鑼擊鼓名曰龍船鼓, 好事者於港口, 結巾扇等物為標, 划小船争相奪取, 土人亦號為鬪龍舟。親友往來賀, 略如元旦。挿布為標, 漁舟競取, 曰「門龍舟」。

五月五日端午節は, 五月一日から五日まで, 寺廟及び海岸において各船が鑼を鳴らし鼓を打ち, 「龍舟鼓」を行う。好事者は港口において, 巾扇等を標として結び, 小船はそれを争いながら奪い取る, 土人はまた「鬪龍舟」を行う。人々の慶賀往來は元旦の様である。布を挿して

標とし, 漁舟が競って取る。これを「門龍舟」を曰う。

『安平県雜記』の記載によれば, 小船の競漕は巾扇等の物を標として結び, 漁舟の競漕は布を挿して標としていたことが分かる。小船と漁舟の競漕が区別されていたようである。また, 小船のほうは台湾人がこれを同じく鬪龍舟と呼び, 漁舟のほうは「門龍舟」と呼ばれたようである。安平港は鄭成功が台湾に着陸した場所である。その「端午扒龍船」は順治16年に鄭兵渡台の後から始まったのであろう。水兵を調練するための「端午扒龍船」競漕と「奪家鴨」^(註12)の競技が安平において一時行われていたことが想像できる。安平は清代に台南州下唯一の機船漁業の根拠地として利用されていたことがあった。

(7) 『新竹県志初稿』(全) 卷四風俗考閩俗p, 180 光緒24年 (1898) 刊行

濱海作競渡戲, 郊舖送標到港, 奪標者以標所繫玉環, 銀標, 綉帕等物獎之, 觀者冠蓋如堵云。海濱で「鬪龍舟」を行ない, 郊舖から標が港まで送られ, 標を奪った者に標に結ばれた玉環, 銀標, 綉帕等の物を賞品としてあげる。観客が非常に多かった。

『新竹県志初稿』の記載によれば, 新竹県における「端午扒龍船」の提供者は郊舖という商売人であった。標として, 玉環, 銀標, 綉帕等の贅沢品が使われていた。

(8) 『樹杞林志』(全) 風俗考歲時p, 209 光緒24 (1898) 年刊行

五月五日、、、、、、、、、海濱則以龍舟作競渡之戲, 而樹杞林堡不近海港故無此段光景。

五月五日、、、、、、、、、海濱には龍舟競渡の戲があるが, 樹杞林堡は海港に近くないのでそういう光景は見えない。

『樹杞林志』の記載によれば, 「端午扒龍船」は海に近くない場所ではできないものであった。

3. 清朝方志資料による判断

清朝期の台湾では「端午扒龍船」の移り変わりは(1)康熙年間(2)乾隆年間(3)道光年間(4)光緒年間にはそれぞれ特色があり, 次のように方志資料を利用して解説を加えてみたい。

(1) 清初康熙年間, 台湾における「端午扒龍船」は草創期に当たっていたので, 経済, 資源不足という原因によって錦標と龍船が両方ともごく簡単なものであったと考えられる。特に龍船と言っても杉板魚船を使うのが殆どであったであろう。またその当時, 寺廟を建てる余裕もなかったと言えよう。前述した方志資料によ

れば、道光年間にならないと廟を中心に龍の頭を巡行させ、彩蓮曲を歌う風習は見えないようである。また、「題准台民搬場過台疎」によれば、雍正10（1732）年5月にやっと台民（台湾在住の清からの移民）が家族を台湾にまで呼ぶことができたようである。それ以前の清からの移民は単身渡来していた者が多かったと考えられる。そのときの台湾扒龍船競漕は男一色であったと思われる。

上述のように、康熙期に整理された方志を読むと、一番早く台湾の端午の節句に関する記事が載せられたのが康熙23（1684）年の『康熙福建通志台湾府』である。しかしながら、方志の中で最初に端午に行われる扒龍船について詳しく描写されているのは康熙35（1696）年の『台湾府志』である。康熙年間の台湾における「端午扒龍船」には二通りあったようである。一つは半農半漁の労働者によって、川と港で行われるもので、「置竿掛錦奪標以去」という遊人の有力者がいる。もう一つは漁業に従事する漁民の共同体によって、海口で行われる漁村のものである。漁村のものは遊人のような「置竿掛錦奪標以去」という有力者はいなかったようである。上述した「漳州府志」・扒龍船の条によれば、遊人は富人である可能性がある。しかし当時、漁村には富人はいなかったと推測できる。

(2) 乾隆年間には、台湾における「端午扒龍船」は台湾住民の生活条件が改善されたことによって、澎湖の福州式扒龍船に近くなってきたと言える（『澎湖紀略』p. 456 乾隆36（1771）年参照）。錦標の代わりに銭も標として使われていた。また、寺廟が建てられたので寺廟を中心に龍船鼓を鳴らしたことがある。それに、沿海居民と土地の人を問わず澎湖のように「鬪龍舟」と呼ぶようになった。「鬪龍舟」と「扒龍船」とは表現の仕方が違うだけである。唯、「鬪」は二龍で鬪う意味をもっている。「扒」は宗教的意味の祓いの作用があった。

(3) 道光年間に台湾で行われていた「端午扒龍船」の特色は採蓮という前段行事であろうと考えられる。福建から渡来した習俗でもある。「採蓮」とは本来5月の端午節句が来ると、福建における「端午扒龍船」の前段行事であって、邪を払い平安を祈る閩越族古来の龍神信仰の風俗である（周海宇『八閩掌故大全』1990）。

『泉州府志』（『福建通志』巻56 風俗8 乾隆2（1737）年）にも「五月初一日、採蓮。城中神廟及鄉村之人、以木刻龍頭、擊鑼鼓、迎於人家、唱歌謠勞以錢或酒米。」と記している。

その採蓮という風習は福建から金門まで渡来している。『滄海紀遺』（金門叢書 1969）には「或有競舟於江、而唱採蓮歌者、以為弔屈原、蓋謬傳也；而亦不失

夫太平之景象矣。倭寇以來絕響久矣。」「偶には江に競舟し、採蓮の歌を歌い、屈原を弔うためにと間違えて伝えられたが、太平の様相が伝えられたことにもなり、倭寇が来てからは絶響（歌われなくなった）になった。」とある。

また、道光年間になってから、台湾東部に関する「端午扒龍船」の記事が方志に整理されるようになった。初出は現在の宜蘭区域の地方志『噶瑪蘭志略』である。初めて噶瑪蘭に入り、開墾を企てた漢生は「土蕃」に殺害され、その後乾隆52（1787）年から呉沙という人物が入墾した。更に、嘉慶元（1796）年に呉沙は中国の流民千余人を招き、また郷勇二百余人と「蕃語」を善くする者23人と共に進んで烏石港に至った（『台湾志』明治34（1901）p. 172）。噶瑪蘭の「端午扒龍船」はその後のことと考えられる。道光期になると、「端午扒龍船」の伝播が台湾各地の海岸と競漕できる場所へ及んでいったと考えられる。

(4) 光緒年間は道光、咸豊に引き続き、大陸商人が台湾へ移住して、貨物の輸入を台湾島内で経営するために商業集団である「郊」を組織していた。「郊」が同業公会の性質を持ち、地縁性と宗教性を具えていた。「端午扒龍船」に際して、龍神様に商売繁盛を祈るため、郊舗は玉環、銀標、綉帕等の物を標に結んで「奪標者」に取らせていた。これはその当時の郊舗の宣伝広告手段と見られる。「端午扒龍船」は光緒の時代になると、「龍舟鼓」、「採蓮」という前段行事が変わらず、また「鬪龍舟」の形式も変わらなかったと言える。遊人でも好事者（同前述）でもなく商人が奪標提供者となったことに注目したい。

嘉慶期の『續修台湾県志』及び咸豊期の『噶瑪蘭廳志』と同治期の『淡水廳志』などによれば、「端午扒龍船」に関する記載が殆どなく、あるとしても簡略的なものにすぎないので、上記の乾隆期や道光期と大差がないと推測できる。

4. 日本統治期（1895-1945）の扒龍船関係資料

I 明治期（1895-1912）

(1) 『台湾事情一斑』上巻（台湾事務局、1898）

「5月5日、.....。濱海沿江ノ地ハ龍船ニ乗シテ競争ヲナシ彩船鼓楽弦管歌声酒ヲ載セ妓ヲ携フルモノ江中ニ填満ス。兩岸ノ觀者堵ノ如シ其競争ノ旗ヲ奪フ時ニ於テハ人声鼎ノ沸クガ如ク極メテ熱鬧ス。.....。初一日ヨリ五日ニ至ル各廟ハ木ヲ以テ龍船頭ヲ製シ、拾出シテ街ニ遊フ。従フニ彩旂、鑼鼓、音楽ヲ以テシ、且ツ行キ歌フ。之レヲ龍頭船歌ト云フ。香ヲ焼シ燭ヲ燃シ紙帛ヲ焚キ爆竹ヲ放チテ之ヲ祀ル者アリ。紅紙ヲ以テ銭ヲ裏ミ

之ヲ献スル者アリ、……。」とある。

『台湾事情一斑』の記述によれば、日本領台時代の1898年前に「端午扒龍船」の行事が清朝時代のものよりもずっと華麗になり、賑やかになっていたことが分かる。そのとき、廟を中心に龍船頭を作り、街に遊行させ、龍頭船歌を歌わせたこともあった。又、道中で龍船頭を祀る者もあり、錢を献ずる者もあった。まったく龍神信仰の表われである。この龍頭船歌は『彰化県志』にある採蓮曲のことであると考えられる。

また、台湾で現存の龍頭船歌は鹿港の龍王歌として残っているであろう。鹿港の龍王歌は龍王祭の時、歌われるようである。その龍王祭は『台湾事情一斑』に記載された事情と同じ内容である。

(2) 『臺風雜記』(佐倉孫三, 1903)

「臺島亦有端午之事。称曰祭屈原之靈云。……大人則称鬪船。壯夫八九人。乘輕舸。試競漕。突然我短艇競走者也。而其舉動最究劇烈。或翻旗幟。或鳴鼓鑼。觀者歛呼。声如雷霆。可謂壯拳矣」とある。又、評曰：「唯至其輕舸競走之事。則亦尚武之一端矣。」

『臺風雜記』の記述によれば、日本領台時代の中期に短艇の輕舸競走が「端午扒龍船」の競漕に登場したことが分かる。しかし、その動きの激烈さから尚武の一端と評価された。

(3) 『澎湖風土記』(井田麟鹿, 1911)

「陰曆五月五日、小漁船に五色を彩り、鳴鑼したり、角勝したりすることを鬥龍舟という」とある。

『澎湖風土記』によれば、日本領台時代になっても澎湖の「端午扒龍船」は清時代のものの引き続きで、催されていたことが分かる。その記述は『澎湖紀略』にある。

II 大正期(1912-1925)

(4) 『臺灣』(武内貞義, 1914)

「……この端午の節を中心とし数日間、大河又は海浜で船を浮かべ盛んに競漕の技を演ずる、之を扒龍船といふ。扒龍船に用ひる船体は細長くて、外側には龍を描いてある。一に鬪龍船ともいふ。船は二又は三隻で一隻の漕ぎ手は十五名乃至三十名、鑼を鳴らして拍子をとる。櫂を小形で両手を以って水をかく。出発点に集まり合図により漕ぎ始め決勝点に達して竹竿の先端に挿しある旗を抜き取ったもの(船頭にあつて鑼を打つもの)を勝ちとする。市街地に近い地に行はれる。扒龍船には観客も航路外に船を浮かべ又は陸上で鼓噪声援をなし、競が終わると宴を催す。扒龍船の根元は屈原の靈を慰める

にあるも、台湾では水鬼(溺死者)を慰め溺死の難を免れんとするの思想に変じている。されば必ずしも五月五日前後と限らず溺死者頻発するときは随時に之を行ふ。而して此の技は現在是一種の請負の性質を帯び、他地方の招きに応じて謝礼を受け、観覧富豪よりの賞を得るを目的とするものがある。」とある。

『臺灣』の記述によれば、日本領台時代の1914年前に「端午扒龍船」の競漕に使われていた船は細長くて^(註13)、外側には龍を描いてある。清朝時代に使われていた三(或は杉)板魚船、あるいは小駁船或漁舟とは変わったことが分かる。また、三隻で競漕をしたことがあった。一隻の漕ぎ手は十五名乃至三十名になった。競漕が終わると宴を催すこともあった。それに、「端午扒龍船」行事の雨乞的な龍神信仰から水鬼(溺死者)を慰め溺死の難を免れんとする思想に変化していた。「端午扒龍船」競漕も一種の請負の性質の技を帯び、他地方の招きに応じて謝礼を受け、観覧富豪よりの賞を得ることを目的とするものがあるようになった。

(5) 『台湾風俗誌』(片岡巖, 1921)

「……この日土人扒龍船と称し、船を江に浮かべ盛んに競漕の技を演ず、龍船とは舳先に龍頭あり、艫に龍尾あり、船体に龍鱗を画きたるを以って名あり、一船の漕ぎ手十五名より三十名許り、盛んに鑼を鳴らして進む、一回の競漕は二隻乃至三隻を以って行ふを定めとす、この時観覧者、雲霞の如く真に壯觀を極む、蓋し楚の屈原が汨羅に投じて死せるを弔ふに出づといふ。」とある。

『台湾風俗誌』の記述は、『臺灣』の記述とほぼ同じであることが分かる。

III 昭和期(1926-1945)

(6) 『台湾民族性百談』(山根勇蔵, 1930)

「台湾人の間では、陰曆の五月五日を五月節といひ、又は端午節と称して、お祭り好きの台湾人のことであるから、例によって爆竹を放ったり、香を焚いたりしてお祭りをするのである。粽を作つて食べたりなどもする。……台湾でも旧曆の五月五日に、扒龍船をおこなふことは、北部にも南部にも毎年同じことである。」とある。

『台湾民族性百談』の記述によれば、1930年までの日本領台時代には台湾北部と南部では毎年変わりなく、「端午扒龍船」行事を行っていたことが分かる。民謡の一つである「頂港下港扒龍船、青蒲紫寥滿中洲、波渺渺、水悠悠、長奉君王萬萬秋」(「士林歲時記」より)の描写は『台湾民族性百談』の記述に当て嵌められるであろう。頂

港とは台湾北部のことをいっている。それに対して、下港とは台湾南部のことをいっている。その民謡は台湾人全体の属国意識を表している扒龍船生活共同体行事^(註14)の風景描写である。また、「風調雨順、国泰民安」という最好例でもある。

(7) 『台湾冠婚葬祭と年中行事』(鈴木清一郎, 1934)

五月五日に「扒龍船」(今のボート競漕の如きもの)の催しがある。臺灣に於ては淡水河及高雄港にて為すもの最も盛大で、近郷よりの観覧者頗る多い。元来は五月五日に行ふを例とするも、近来は其の前後に於ても之を行ふやうになった。何れも優勝旗又は金牌を優勝者に贈るのである。近来は龍船を用ひず単なるボート競漕にするのもある。

『台湾冠婚葬祭と年中行事』の記述によれば、1934年までに淡水河及び高雄港にて行われる「端午扒龍船」競漕が最も盛大であり、近郷よりの観覧者も多いことが分かる。また、5日の前後にも行われるようになっていた。優勝者に贈るものが清代の銭や錦標の代わりに優勝旗又は金牌を贈るようになっていた。『臺風雜記』の記述と同じく龍船を用いず単なるボート競漕にするのもあった。

(8) 『競渡考』(中村哲, 1944)

「五月の節句には台湾の各地でペイロン船と称ばれる舟の競漕が行はれる。一昨年五月士林の郊外でペイロン船の競漕が行はれるといふので、士林出身の知友に招待されたが、相にく、時局柄、当日の競漕は取り止めとなり、それ以来大東亜戦争の進展と共に台湾ではペイロンの競漕は見られなくなった。」とある。

『競渡考』の記述によれば、日本統治期末の1943年に大東亜戦争の進展のため、士林の郊外で行われる「端午扒龍船」は取り止めとなり、台湾ではペイロンの競漕は見られなくなったことが分かる。ペイロンは扒龍船が訛ったものである。士林の郊外で行われる「端午扒龍船」は現在の台北洲美里扒龍船を言うのであろう。

(9) 『民俗台湾』一卷六号(「台北縣志」1960による)

「台北縣志」の整理によれば、日本領台時代士林地方の端午龍船競漕の習俗は次のようである。「五月一日の日から、まず、川辺に行つて、「迎水神」の行事を行う。翌日の二日に「龍船会」という会議を開き、龍船競漕の諸事情を討論する。五日の日の正午に、鼓を叩いて、龍舟を河岸まで担ぐ。その時、龍舟が至る所に居民が線香に火をつけて礼拝をする。正に、俗語：「五月五、龍船鼓、滿街路」の如く。それに、先に河岸に到達する龍船が鳴退拳衆をしながら、次に到達する龍船を歓迎する意を表

す。それが「接龍船」と呼ばれる。龍船競漕が終わると、十日の日に「送水神」という行事を行い、「謝江」の儀式も行うそうである。この「謝江」の儀式を「謝工」とも呼び、また「謝工」が終わると、龍船を修理しながら、線香を供養し「龍船扒」に収める。それを「収龍船」と呼ぶ。」とある。

『民俗台湾』一卷六号を引用した『台北縣志』(卷七 民俗志 台北市文献 1960台北市文献委員会)の整理文は正に潘迺禎氏の「士林歲時記」の記述内容である。「端午扒龍船」の行事内容と儀式について詳しく描いている。

(10) 『民俗台湾』(潘迺禎「士林歲時記」1943)

士林街洲美の「端午扒龍船」につき、「古老の話に「西仔叛進前就有扒、西仔来台湾叛的年造新云々」(清仏戦争以前已競漕があった、フランス人が台湾に来攻した年に新しく造った云々)とある。亦曰く。「西仔打無開亦孫大人呼龍船来滬尾扒、咱洲美勝十三庄所以有封船王的故事云々」(フランス人の攻略空しく、亦孫開華提督は龍船を淡水に呼び来たりて競漕を行った。わが洲美は十三庄に勝ったので封船王の故事がある云々)。……、畏くも、聖上陛下が皇太子殿下に在せし御時、台湾行啓の砌には明治橋にて洲美の人の扒龍船をご覽遊ばされたと承り聞く。亦、洲美の龍船は台北橋付近にも行う事数回に及んだという」とある。其の行事内容は前述した(8)と大同小異であるので、ただ五日当日の実況順序を次のようにまとめてみる。①拝龍船②迎龍船③扒龍船④搬龍船(競漕後乗組員は龍船をかつぎ、焼香して空地に置く。)⑤食点心(競漕後乗組員全部、関係者一同は炬主の家に集まり、ご馳走を受け、歓談に一時を過ごす)⑥做大戲(露天芝居)などである。

潘迺禎「士林歲時記」の記述によれば、士林街洲美の「端午扒龍船」は端午を迎えるために催されただけではなく、扒龍船競漕として、日本統治時代に明治橋と台北橋付近でも行われたことがあると分かる。つまり端午節をはずれての遊びの様なものになっていた。

(11) 『民俗台湾』(吳嫦娥「扒龍船」, 1943)

「宜蘭河には、三、四隻の大きな舟で仕立てられた、台湾芝居の舞台が出来上がる。贅をつくしてきらびやかに飾った舟には、芸者や役者の演芸と共に、賑やかな笛太鼓の音が入り乱れて、さながら百花撩乱の有様である。その間を、襟の高い台湾服を着た賑やかな娘達が、晴れやかに笑顔で舟に乗ってぬっていく」とある。

吳嫦娥「扒龍船」の記述によれば、宜蘭地方の「端午扒龍船」はかなり賑やかであったことが分かる。芸者や

娘達等の女性の登場に注目する必要がある。

(12) 『民俗台湾』(国分直一等「村の歴史と生活—中壠臺地の湖口を中心として—」1943)

「又海岸地方にては舊五月五日に扒龍船の會を催す。……、……。錦の標を奪ふ数隻の龍船が歓鼓のうちに力漕を続けたものである。」とある。

「村の歴史と生活—中壠臺地の湖口を中心として—」の記述によれば、領台時代に中壠臺地の湖口において「端午扒龍船」が行われたことが分かる。

(13) 『民俗台湾』(朱鋒「台南年中行事記」(中))

「台南城外の五条港口では五大姓(埠頭苦力, 黄, 許, 蔡, 虞, 郭)が扒龍船を催し搶標を行う。」とある。

日本統治期になると、台南安平港口外側が浅瀬のために、機船の自由通航が難しくなった。前述した清朝時代の安平港「端午扒龍船」の面影も徐々に昔日の姿が消えていった。代わりものは台南城外の五条港口の「端午扒龍船」である。昔、台南の商務が盛んであった時期、郊商が各々数十金を出して錦標を作り、数日前から鼓吹をもって龍船を迎え、健児を選び競わせ、観者が岸に満ち、数日掛けて行って終わった(徐民元、『台湾龍舟競渡文化之傳承』による)。

5. 日本統治期における意味違いの台湾扒龍船

(1) 「端午扒龍船」競漕も一種の請負的性質を帯び、他地方の招きに応じて謝礼を受け、観覧の富豪よりの賞を得ることを目的とするものがあるようになった。(『臺灣』武内貞義, 1914)

(2) 溺死者頻発するときには随時に扒龍船を行ふ。(『臺灣』武内貞義, 1914)

(3) 異なった扒龍船行事の記事と写真

① 扒龍船御台覧(高雄)『行啓記念写真帖』大正12(1923)年

② 扒龍船競漕『光榮の臺灣』大正15(1926)年
大正15年高松宮殿下・北白川宮大妃殿下奉迎記。御旅情を慰め奉りし、「扒龍船競漕」高雄築港棧橋にて台覧

③ 端艇競漕大会『高雄港勢展覧会誌』昭和6(1931)年

昭和6年5月1日の午後一時より新州庁前高雄川に於て合図、花火打ち上げと同時に端艇競漕大会が開始された。四百メートルの競漕であった。出漕団体は政府関係の高雄州庁団、海軍団の外に鉄道、築港、税関、鉄工所、材木などの公有機関及び中学校団、南鷗補習団の教育機関である。番組には扒龍船競漕と「スクール」競漕と海軍カッターに別けられた。大会実行委員

として、扒龍船係も設置された。午後四時三十分に盛会が終了した。

④ 扒龍船余興活動(台南)「台湾文化三百年記念會」昭和6(1931)年

昭和6年に「台湾文化三百年記念會」が台南で十日間開催された。余興活動の一つとして、扒龍船が行われた。その後、台湾日日新報社によって、『台湾史料集成』、『台湾文化史説』、『續台湾文化史説』の本が発行された。

⑤ 台北橋付近にて開催された扒龍船競漕会『台湾大年表』昭和10(1935)年

昭和10年10月28, 29, 30日の三日間に台北橋付近にて扒龍船競漕会が開催された。

6. 小結

清朝方志資料と日本統治期関連資料の分析を通して、台湾「端午扒龍船」の早期変遷についていくつかの点をまとめることができた。要点は次の通りである。

第一に呼び名の変遷である。康熙期にまず競渡、後に鬪龍舟という文字表現が表われた。乾隆期に鬪龍舟という文字表現だけではなく、台湾本地の人々も専ら鬪龍舟と呼んでいた。嘉慶期から道光期まで戲龍舟(鬪龍舟之戲か龍舟競渡之戲の意味)という文字表現があった。光緒期になると、競渡之戲や鬪龍舟之戲という文字表現があった。総括的に言うと、清に「土人」と称された台湾住民は龍舟競渡のことを澎湖人のように鬪龍舟と呼んでいたと考えられる。しかし、中国では現在でもずっと龍舟競渡を呼び名としている。そして、日本統治期に入ると、鬪龍舟の呼び名が扒龍船と呼ばれる様になった。日本の長崎ペーロンという呼び名に影響されたとも考えられる。また、終戦後から今日まで賽龍舟か龍舟賽のような呼び名が行われている。

第二に奪標提供者の性格である。康熙期に奪標の提供者は遊人であった。乾隆期においては好事者も標を出す提供者になった。光緒期になると郊舗の商人も奪標の提供者となった。しかし、日本統治期には奪標提供者のことにどの研究資料にも記載が見えない。それは現在のように廟で幹旋されていたと推測できる。奪標提供者の性格により、彼らは台湾早期に経済力を形成した者達であると判断できる。

第三に龍船の様式である。康熙期から道光期以前に杉板魚船を龍船として使った。道光年間に龍の頭を付ける龍船を使うようになったと思われる。光緒期に小船と魚舟を別に使って競漕することがあった。小船は道光期間に使われた龍船のことを指していたと考えられる。魚舟は杉板魚船のことであろう。そして、日本統治期には龍の頭を付ける龍船の外に龍船を細長く作って、船体に龍の絵を描いたのもあった。更にボートのような短艇も使っ

て、競漕したことがある。今日では立派な大きい龍船を使うことに変化していた。競漕に利用された龍船の変貌が当時台湾社会の経済指標を示す現実があると考えられる。

第四に標とするものである。康熙期には錦旗を使った。乾隆期には銭と紅布をも使った。道光期には錦旗を使ったものと紅綾旗を使ったものと違いがあった。光緒期には巾扇あるいは玉環、銀標、綉帟を使う場合と布を使う場合とがあった。日本統治期には旗を使ったことがある。現在では、赤い旗がよく使われている。

第五に前段行事を行うこと。乾隆期になってから三月末から五月五日前に各寺廟及び海岸では各船が銅鑼と太鼓を鳴らし、「龍船鼓」を行うことがあった。それは日本統治期までに慣わしとして行われてきたようである^(註15)。また、道光年間に彰化県で採蓮曲を歌いながら「採蓮」という前段行事を行ったこともある。それを日本統治期まで「龍頭船歌」といわれ、行いつづけるようである(前述した『台湾事情一斑』の文献を参照下さい)。「端午扒龍船」の前にある前段行事が周知の如く龍神信仰に由来するものである。

また、『台湾慣習記事』(獨逍遙)によれば、端午龍船競漕の習俗が日本領台以来最も盛に行なわれているという。それは当時の台湾における住民生活が安定していたからであろう。競漕を行うことが経済の余裕を判断する手がかりにもなると言えよう。何故なら余裕がないと競技半分の遊興行事を催す可能性はなかったと考えられる。台湾における「端午扒龍船」の早期変遷を台湾開拓史の産物と日本統治期の経済指標として見ることができよう。

清代に台湾の各地で拓殖、開発された結果、「端午扒龍船」という祭事が台湾の農業においても、漁業においても、龍神信仰の雨乞いと駆疫釀災の呪術行為を發揮させたので、端午の日が来ると台湾南部(開発の順で一番早い)、北部(次)及び西部(次の次)地域では必須な祭祀競技活動となった。台湾東部地域(道光期に催しが始められた宜蘭を除外する)は地形が険しくて漢人の移民は少なかったために開発が比較的遅く、光緒初年(1875)に卑南庁が設置されたが、台東の龍舟競漕は19世紀になってから始まったという。その伝播ルートは清代台湾における開発ルートと言えよう。

さて、日本明治期には清光緒期の挙行様式を保ちながら、より盛大に賑やかに催されるようになった。大正期になってからは、台湾「端午扒龍船」は龍神信仰という宗教救済的な面が強調されるようになってきた。また、請負的性質を帯びてきた。ただ、端午はずれのときに利用されただけである。このように異色のある台湾「扒龍船」は昭和期になると、さらに天皇系の貴族が啓したときに行われる観光活動とされたり、展覧会に伴う競漕などの余興活動として利用されたりした。一言で言えば、

日本統治期にある台湾「端午扒龍船」は多元的な社会機能の役割を果たしていた。つまり、宗教意識と経済効果の結びつきが頂天に到達していたのである。

—注—

- 1 古川勝三 昭和57(1982)『台湾の歩んだ道』—歴史と原住民族—参照
- 2 佐倉孫三『臺風雜記』(1903)、井田麟鹿『澎湖風土記』(1911)、武内貞義『臺灣』(1914)、片岡巖『台湾風俗誌』(1921)、山根勇蔵『台湾民族性百談』(1930)、鈴木清一郎『台湾冠婚葬祭と年中行事』(1934)、中村哲『競渡考』(1944)、国分直一等『民俗台湾』「村の歴史と生活—中壠臺地の湖口を中心として—」(1943)
- 3 潘迺禎「士林歲時記」(1943)、吳嫦娥「扒龍船」(1943)、朱鋒「台南年中行事記」(中)(1943)
- 4 鄭大樞「風物吟」『淡水廳志』(1871)
- 5 明清兩代は曾て海禁を行った。明代に沿海一帯で倭寇の乱が断たず政府は海辺の民が倭寇と結ぶことを怖がって、遂に洪武から永楽まで絶えず禁海令を頒布した。“禁濱海民不得私出海”，“申嚴交通外番之禁”，“禁民間用番香，番貨”。清初の海禁が更に厳しくなり、沿海の抗清武装勢力と鄭成功等の人々々が联合することを防止するため、順治年間に遷海令を頒布し、沿海居民に海辺から三十乃至五十里離れさせることを強制した。同時に禁海を行い，“寸板不許下水”，出界或いは下海の者がいれば殺す。海南の地は広東沿海にあり、禁海の列とされるのも勿論である。地方志の中にそういった記載が見える。清初の《宣統琼山县志》によれば：“(順治)十二年(1655)严洋禁，海船无号票文引，及私制二桅以上大船往外洋贸易者，俱置重典。”“(順治)十七年申严洋禁，海滨双桅沙船不许民间私造，违者视通贼律。”“康熙元年(1662)迁沿海饥民令徙内地五十里。”“禁令之森严，即以海南之僻远也不能或免。とある。
- 6 康熙23(1684)年に展海令を実施し、福建沿海の貿易が開放された。それによって、中日兩國の間の貿易往來を助けた。これをきっかけに中国人の長崎渡航ブームが起きた。
- 7 中川忠英の「清俗紀聞」(1789—1800)によれば、金錢を入れた壺、あるいは生きたアヒルを水面に投げてこれを争奪する奪標形式の競技は清の時に流行していたと言われている。
- 8 中国人が台湾に往来し、及び移住したのは南が台江(今の台南海岸)及び打狗であり、北は今の笨港であった。当時「小台湾」の称あり、即ち南方なる台江、打狗の港に対しこれを北港と呼び、(また笨港の文字を宛てるに至る)。一時明人に全島の地名の如く用いられた。『方輿紀略』に「……………北港在澎湖東南，亦謂之台湾」とある。

- 9 台北洲美里屈原宮管理委員会の主任委員林氏の話によれば、日本統治期に洲美里で行われた端午扒龍船行事では、その前日から上洲美里、下洲美里の各「龍船厝」で龍船鼓を打ち、漕ぐ練習をすると知らせたことがあるという。
- 10 「福州考」によれば、閩王王延均は各郷にも令して端午には龍舟を出さしめ為、民間では寵妃陳金鳳が作った楽遊曲を唱して各家より金銭を醸出せしめ之を「採蓮」と云ったそうである。この曲の原文は「龍舟揺棹東復東，采蓮湖上紅更紅，波澹澹，水溶溶，奴隔荷花路不通。西湖南湖鬪龍舟，青蒲紫蓼滿中州，波渺渺，水悠悠，長奉君王萬歲遊。」とある。
- 11 噶瑪蘭廳設立の縁由（康熙34年社番始餉於諸羅，雍正2年附東螺以北22社番，撥入新設彰化縣屬。雍正9年，改撥淡水廳管轄。嘉慶15年4月，議設廳治，設蛤仔難為噶瑪蘭，嘉慶17年設民番捕通判一，曰噶瑪蘭，隸屬台灣府。光緒元年又改宜蘭縣，隸屬台北府。）。
- 12 一説に「奪家鴨」は鄭成功が台湾の水兵を訓練するための奇術であったという。端午扒龍船に行われる「奪家鴨」の例は『杭州四季風俗図』（一卷 谷文昇筆 江戸時代後期 松浦史料資料館所蔵）を参照。沖繩糸満バーレーでは福建式「奪家鴨」を模して、アヒル取り競漕を今でも行っている。柴田恵司の調査には「奪家鴨」の本源地である福州にはその競技が現在すでに廃れてしまった。逆に泉州市に近い南安市安平五里橋では太い竹竿の先端に吊り下げたアヒルを、その竹竿を渡って取る「捉鴨仔」を見物したと記している。（柴田恵司「東アジアと東南アジアの船」ろうきんブックレット6 昭和堂 1998）
- 13 「龍船龍船作真長，食粽搵白糖，糖甜甜粽參庚，粽食終庭闊闊，洗浴來飲午時水，洗香香掛香芳，大家來看扒龍船。」（童謡，「士林歲時記」より）参照
- 14 漁村か農村で生活上の共同的な目的を求めめるために地域団体組織を単位として催す祭り活動のことをいう。今日、漁村か農村が都会になっても伝統を守りつつ、伝承する行事のことをもいう。
- 15 台北洲美里屈原宮管理委員会の現主任委員である林新讚の話によれば、日本統治期に上洲美と下洲美はかつて各「龍船鼓」の鼓を持っていた。また、各鼓に「金蘭社」と「協勝和」という上下洲美二社の社名を書いてある。この二鼓は今でも残っていて、屈原宮管理委員会の財産として保管されているという。
- (3) 范咸 乾隆12 (1747)「重修台湾府志」(三)『中国方志叢書』成文出版社
- (4) 陳文達 康熙58 (1719)「鳳山縣志」『中国方志叢書』成文出版社
- (5) 陳文達 康熙59 (1720)『台湾縣志』『中国方志叢書』成文出版社
- (6) 魯鼎梅 乾隆17 (1752)「重修台湾縣志」『中国方志叢書』成文出版社
- (7) 王瑛曾 乾隆29 (1764)「重修鳳山縣志」『中国方志叢書』成文出版社
- (8) 胡建偉 乾隆36 (1771)「澎湖紀略」『中国方志叢書』成文出版社
- (9) 謝金鑾 嘉慶12 (1807)「續修台湾縣志」『中国方志叢書』成文出版社
- (10) 楊浚 同治10 (1871)「淡水廳志」『中国方志叢書』成文出版社
- (11) 李廷璧 道光16 (1836)「彰化縣志」『中国方志叢書』成文出版社
- (12) 吳孝銘 道光17 (1837)「噶瑪蘭志略」『中国方志叢書』成文出版社
- (13) 林豪 光緒18 (1892)「澎湖廳志稿」『中国方志叢書』成文出版社
- (14) 陳淑均 道光18 (1838)「噶瑪蘭廳志續補」『中国方志叢書』成文出版社
- (15) 陳淑均 咸豐2 (1852)「噶瑪蘭廳志」『中国方志叢書』成文出版社
- (16) 沈茂蔭 光緒19 (1893)「苗栗縣志」『中国方志叢書』成文出版社
- (17) 屠繼善 光緒20 (1894)「恒春縣志」『中国方志叢書』成文出版社
- (18) 蔡振豐 光緒23 (1897)「苑裡志」『中国方志叢書』成文出版社
- (19) 不着輯人 光緒23 (1897)「安平縣雜記」『中国方志叢書』成文出版社
- (20) 鄭鵬雲 光緒24 (1898)「新竹縣志初稿」『中国方志叢書』成文出版社
- (21) 林百川 光緒24 (1898)「樹杞林志」『中国方志叢書』成文出版社
- (22) 黃叔瓚 乾隆元年 (1736)「台海使槎錄」『中国方志叢書』成文出版社
- (23) 陳正祥 1954~1959「基隆市志」『中国方志叢書』成文出版社
- (24) 徐元民 2000「龍舟競渡の歴史」『台湾龍舟競渡文化之傳承』運動季刊 行政院體育委員會
- (25) 陳壽祺 同治10 (1871) 重刊本「泉州府志」「漳州府志」『福建通志』卷56，中国省志薈編之九 華文書局
- (26) 柴田恵司1998「東アジアと東南アジアの船」ろう

— 参考 —

- (1) 高拱乾 康熙35 (1696)「台湾府志」(二)『中国方志叢書』成文出版社
- (2) 劉良璧 乾隆7 (1742)「重修福建台湾府志」(一)『中国方志叢書』成文出版社

きんブックレット6 昭和堂

- (27) 中川忠英 昭41 (1966)「清俗紀聞」『東洋文庫』平凡社
- (28) 郭興文 韓養民 1989「中国古代節日風俗」『中国風俗叢書』博遠
- (29) 陳建才 1994『八閩掌故大全』民俗篇 福建教育出版社
- (30) 金門日報社1969『金門叢書』「滄海紀遺」金門県文献委員会編印
- (31) 伊能嘉矩 明34 (1901)『台湾志』文学社
- (32) 小川琢治 明29 (1887)『台湾諸島誌』東京地学協会
- (34) 齋藤四郎 昭10 (1935)『安平港調査記』台湾総督府交通局
- (35) 藤崎精四郎 大正7 (1918)『台湾南支那事情』台湾案内社
- (36) 日本・台湾総督府編 昭15 (1940)『中国方志叢書』成文出版社
- (37) 吳嫦娥 昭18 (1943)「扒龍船」『民俗台湾』第三卷 第九号 武陵
- (38) 中村哲1944「競渡考」『民俗台湾』第四卷 第五号 武陵
- (39) 片岡巖1921『台湾風俗誌』台湾日日新報社
- (40) 山根勇蔵1930『台湾民族性百談』杉田書店
- (41) 潘迺禎 昭18 (1943)「士林歲時記」『民俗台湾』第一卷 第六号 武陵
- (42) 武内貞義1914『台湾』台湾日日新報社
- (43) 高雄南報 昭6 (1931)『高雄港勢展覽会誌』高雄南報印刷所
- (44) 台北市役所 1923『行啓記念写真帖』台湾日日新報社
- (45) 本誠一謹 1927『光榮の台湾』台湾出版協会
- (46) 佐倉孫三 1903『臺風雜記』国光書局 国光社
- (47) 台湾事務局 1898『台湾事情一斑』上卷 中村印刷
- (48) 鈴木清一郎 1934『台湾冠婚葬祭と年中行事』南天書局
- (49) 国分直一等 1943「村の歴史と生活—中壠臺地の湖口を中心として—」『民俗台湾』第三卷 第九号 武陵
- (50) 朱鋒1943「台南年中行事記」(中)『民俗台湾』第二卷 第七号 武陵
- (51) 台湾経世新報社 大正14年 (1925)～『台湾大年表』台北 (台湾国家図書館所蔵)
- (52) 獨逍遙『台湾慣習記事』(中訳本) 第壹卷下四季偶筆 台湾省文献委員会
- (53) 井田麟鹿 明44 (1911)『澎湖風土記』東京 以文館